

アイルランド

商標規則

1996年6月27日S.I.第199号

1996年7月1日施行

目次

序

- 規則 1 略称
- 規則 2 解釈
- 規則 3 施行
- 規則 4 手数料
- 規則 5 国外登録取得につき使用の証明書
- 規則 6 物品及びサービスの分類
- 規則 7 書類の署名
- 規則 8 書類の提出
- 規則 9 外国語による書類
- 規則 10 送達のための住所
- 規則 11 旧規則の廃止

登録出願

- 規則 12 出願様式
- 規則 13 優先権主張
- 規則 14 出願は2以上の分類上にできること
- 規則 15 登録できない事項

出願受領時の手続

- 規則 16 調査
- 規則 17 公告
- 規則 18 登録に対する異議申立書
- 規則 19 答弁
- 規則 20 異議申立の裏付証拠
- 規則 21 出願の裏付証拠
- 規則 22 異議申立人による応答証拠
- 規則 23 追加証拠
- 規則 24 証拠書類
- 規則 25 審理
- 規則 26 出願の補正
- 規則 27 長官の決定及び理由の通知

標章の分割，併合及び連続標章

- 規則 28 標章の分割
- 規則 29 個別の出願又は登録の併合
- 規則 30 連続商標の登録

団体標章及び証明標章

- 規則 31 第54条に基づく出願

- 規則 32 団体標章を管理する使用規則の補正
- 規則 33 第 55 条に基づく出願
- 規則 34 証明標章の使用を管理する規則の補正
- 登録商標の変更及び放棄
- 規則 35 登録商標の変更
- 規則 36 登録商標の放棄
- 更新及び回復
- 規則 37 登録更新の督促
- 規則 38 登録の更新
- 規則 39 登録の更新の遅れ及び削除
- 規則 40 登録の回復
- 取消，無効及び更正
- 規則 41 取消，無効宣言及び登録簿更正の請求手続
- 登録簿
- 規則 42 登録簿の様式
- 規則 43 登録商標の詳細の登録簿への掲載
- 規則 44 登録できる行為の詳細の登録簿への掲載
- 規則 45 第 29 条に基づく取引の登録請求
- 規則 46 第 31 条に基づく通知
- 規則 47 登録簿の閲覧
- 規則 48 認証謄本等の提供
- 規則 49 登録簿上の名称及び住所変更の請求
- 規則 50 分類の変更
- 登録商標代理人
- 規則 51 登録申請
- 規則 52 代理人の権限の証拠を請求できること
- 規則 53 商標代理人の登録簿への掲載
- 規則 54 商標代理人の登録簿掲載事項の公告
- 規則 55 年次登録手数料の納付
- 規則 56 商標代理人の登録簿からの削除の請求
- 規則 57 第 88 条(3)に基づく裁判所への申請の長官に対する通知
- 規則 58 商標代理人の登録簿への回復の申請
- 規則 59 長官が若干の代理人との手続を拒絶できること
- 長官の権限及び義務，証拠及び手数料
- 規則 60 情報の提供及び書類の閲覧
- 規則 61 審理
- 規則 62 文書，情報又は証拠を請求する長官の権限
- 規則 63 期間を延長する一般権限
- 規則 64 手数料
- 誓約
- 規則 65 誓約の様式

- 規則 66 国外で作成された誓約
- 規則 67 誓約を証明力のあるものにする公職人の公印の通知
裁判所への申請及び裁判所の命令
- 規則 68 裁判所への申請
- 規則 69 裁判所命令
- 雑則
- 規則 70 非就業日
- 規則 71 調査
- 規則 72 係属中の登録出願
- 規則 73 登録に必要な手数料の納付期限
- 規則 74 証拠，署名などを免除する権限
- 規則 75 補正の一般権限
- 規則 76 部分的譲渡
- 規則 77 非排他的ライセンス
- 規則 78 係属中の出願変更のための様式
- 規則 79 様式
- 附則 1 納付手数料(規則 4)
- 附則 2 様式
- 附則 3 廃止規則(規則 11)

序

規則 1 略称

本規則は、1996年商標規則として引用されることができる。

規則 2 解釈

(1) 本規則において、文脈上別段の解釈を要するほかは、次の解釈を行う。

「本法」とは、1996年商標法(1996年第6号)を意味する。

「代理人」とは、本規則により適正に授権され商標代理人の登録簿に登録された代理人を意味する。

「様式」とは、附則2に掲げる様式を意味する。

「附則」とは、本規則の附則を意味する。

「条」とは、本法の条文を意味する。

「明細書」とは、商標登録の対象又は登録見込の対象となる物品又はサービスの陳述書を意味する。

(2) 本規則において、条規則の項は、条規則番号直後の括弧内番号により表示する。

規則 3 施行

本規則は、1996年7月1日に施行する。

規則 4 手数料

(1) 本法及び本規則に基づく事項について納付する手数料は、附則1に規定の手数料とする。

(2) 手数料は、アイルランド通貨で納付する。ただし、本条規則に別段の規定がある場合は、手数料を納付する者は、企業及び雇用大臣(Minister for Enterprise and Employment)を名宛人とする小切手により納付するものとし、小切手は「& Co.」を線引きし長官が納得するように保証し、アイルランドで営業する銀行宛に振り出し、当該申請又は関係書類と共に庁に呈示する。

(3) 納付日にアイルランド外にいる納付者による手数料の納付は、銀行手形又は郵便為替により、企業及び雇用大臣を名宛人とし、「& Co.」を線引きし、庁へ郵送する。

(4) 庁に納付する手数料で200ポンド以下のものは、現金で納付することができる。

(5) (a) 正規に納付された手数料の全額又は一部分の免除の申請は、書面による。

(b) 当該申請に係る長官の決定には、不服申立できない。

規則 5 国外登録取得につき使用の証明書

(a) 長官は、長官に対して係属中か又は長官が登録簿に登録済の出願の主題である標章の外国登録出願につき使用のための証明書を交付することができる。

(b) 証明書には、適宜、係属中の出願又は登録に係る情報を含む。

規則 6 物品及びサービスの分類

商標登録の目的上、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定(1957年締結、1967年ストックホルムで改正、1977年ジュネーブで改正)により、商品及びサービスを分類する。

規則 7 書類の署名

パートナーシップ若しくは法人により又はパートナーシップ若しくは法人の代表により署名されるべき書類は、当該書類を署名すべく適正に授権された者により署名される。

規則 8 書類の提出

(a) (i) 本法又は本規則に基づき長官又は他の者への送達を許可され又は請求される申請書、通知その他書類は、郵送することができる。

(ii) 配達証明は、郵便が適正に宛名書され、先払(必要な場合)された上で投函されたことの証明を以って十分とする。

(b) 長官は、自己が指定し公報に公告される条件に従う他の方法による書類の提示を、自己の裁量により認容することができる。

規則 9 外国語による書類

(1) 外国語による書類又はその一部分が、本法又は本規則に基づく手続に関して、長官へ送付される場合は、長官が納得するように認証された翻訳文も長官に提出する。

(2) 長官は、自己の所見で不正確な翻訳文の受理を拒絶することができ、その拒絶に対して、長官の納得するように認証された別の翻訳文が適正な数の複写を伴って提出される。

規則 10 送達のための住所

(1) (a) 各出願人及び本法又は本規則に基づく手続の関係者並びに各商標所有者は、アイルランドにおける送達のための住所を長官に提出するものとし、当該住所は、本法及び本規則に基づくすべての目的のために、当該住所を提出した者の実際の住所として取り扱われる。

(b) 当該出願人、関係者又は商標所有者に対して、送達のための住所宛に送付された郵便は、正規に宛てられたものとみなす。

(2) 本条規則の適用上、送達のための住所を商標代理人の登録簿に登録された代理人の住所で構成することを関係者又は商標所有者が望む場合は、長官は、「当座、商標代理人の登録簿に登録された者の住所に宛てて」の文言が付記されている登録された代理人の住所により構成される送達のための住所を容認することができる。

(3) 送達のための住所が(1)に基づき提出されない場合は、長官は、通知日後 2 月以内に送達のための住所を提出するよう通知を当該人に送付し、当該人が通知に応じない場合は、次に掲げるとおりとする。

(a) 第 37 条、第 51 条、第 52 条又は第 67 条に基づく申請人の場合は、申請は放棄されたものとみなす。

(b) 第 43 条(2)又は第 43 条(3)にいう者は、手続を取り下げたものとみなす。

(c) 規則 41 に基づく出願の主題である登録商標の権利者の場合、当該権利者は、手続に参加を許されない。

規則 11 旧規則の廃止

(1) (2)の規則のほかは、附則 3 に規定の規則はここに廃止する。

(2) 上記規則は、本法第 100 条及び本法附則 3 により 1963 年法が引き続き適用される事項には、引き続き適用される。

登録出願

規則 12 出願様式

- (1) 次に掲げる書類は、第 38 条の適用上ここに指定される。
- (a) 商標の登録を請求する旨を表示し、登録出願人の名称及び住所を含む書類
 - (b) 登録を出願する標章の見本表示を含む書類
 - (c) 標章の登録対象である商品又はサービスが陳述されている書類
- (2) (a) 商標の登録出願は、様式 1 で行い、当該様式の要件である情報を含む。
- (b) 優先権が主張される場合は、優先権の主張に係る様式 1 の要件である情報が当該様式で提出される。
- (3) (a) 標章の表示サイズは、8cm × 8cm 以下とする。ただし、長官が、特定の出願において、上回るサイズに同意する場合は別である。
- (b) 長官は、標章の追加表示を出願人に請求することができる。
- (c) 出願が、立体標章の登録を請求する旨指定する場合は、標章の見本表示は、標章の写真複製又は描写複製により構成する。斜視図は 6 点以下提出することができる。標章を最も特徴的に示す表示を様式 1 に指定する位置に配し、他の斜視図を別紙で提出する。
- (d) 長官は、登録出願の目的上、標章の見本表示の提出及び様式につき、一般的にか又は特定の登録出願に言及して指示を発することができる。
- (4) 出願人が、標章は使用時に特定の色とする旨陳述する場合は、登録出願の受理時にその趣旨が長官により公告され、標章の登録の上は登録簿に掲載される。
- (5) 出願手数料が、出願と共に提出されず第 38 条(1)に規定の登録出願日後 1 月の期間以内に受領されない場合は、当該期間の終了時に出願が放棄されたものとみなされる。

規則 13 優先権主張

第 40 条又は第 41 条により優先権が主張される場合は、長官の納得するように、先の出願に係る出願日、出願国、標章の表示、商品又はサービス及び先の出願番号を確認する所轄国内当局による証明書が、出願と共に又は出願後 3 月以内に提出される。

規則 14 出願は 2 以上の分類上にできること

- (1) ニース協定の 1 又は 2 以上の分類に係る登録について、単独の出願をすることができる。
- (2) 各々の出願は、登録出願の対象である該当分類を指定し、当該分類に係る商品又はサービスを指定する。
- (3) 長官は出願人に対して、該当しない分類への言及により商品又はサービスを指定する出願を補正し、要求される追加分類手数料を納付するよう請求することができる。

規則 15 登録できない事項

長官は、標章の表示上に次に掲げる事項の何れかが現れる標章の登録出願の受理を拒絶することができる。

- (a) 「特許」、「特許された」、「登録された」、「著作権」又は類似の意味を有する語若しくは象徴
- (b) 第 9 条(3)にいう紋章、記章又は図案であって、登録に対して当該公共機関の書面による承諾が長官に提出されていないもの

(c) 1961 年産業研究標準法(Industrial Research and Standards Act)(1961 年第 20 号)第 31 条により登録が禁止されている語句又はイニシャル

出願受領時の手続

規則 16 調査

- (1) 第 10 条及び第 11 条の適用上，先の商標の調査範囲及び方法は，長官の定めるところとする。
- (2) 長官は，自己の裁量により出願受理前の時点において調査を更新させることができる。

規則 17 公告

受理された登録出願は，長官が命令する様式で公報に公告され，長官は受理を出願人に通知する。

規則 18 登録に対する異議申立書

- (1) 第 43 条による異議申立書は，公報上の公告日後 3 月以内に長官に送付する。
- (2) 異議申立書は，所定の手数料又はその納付の証拠を伴い，正副 2 通提出し，異議申立の理由の陳述を含む。
- (3) 長官は，異議申立書の受領に際し，写を出願人に送付する。

規則 19 答弁

- (1) 異議申立書の写の出願人による受領後 3 月以内に，出願人は，所定の手数料又はその納付の証拠を伴い，正副 2 通の答弁書を長官に提出する。
- (2) 長官は，答弁書の受領に際し，その写を直ちに異議申立人に送付する。また，所定期限内に答弁書の受領がない場合は，出願は，取り下げられたものとみなす。

規則 20 異議申立の裏付証拠

- (1) 規則 19 に基づく答弁書の異議申立人による受領後 3 月以内に，異議申立人は，誓約により，自己が異議申立の裏付のために引用を希望する証拠を長官に提出し，出願人にその写を送付する。
- (2) 長官が別に指示するほかは，本条規則に基づく証拠の提出を怠る異議申立人は，自己の異議申立を放棄したものとみなされ，長官は，それに応じて出願を処理する。

規則 21 出願の裏付証拠

登録異議申立人が，規則 20 に基づく証拠を提出する場合は，出願人は，当該証拠の写を受領後 3 月以内に誓約により，自己が出願の裏付のために引用を希望する証拠を長官に提出し，異議申立人にその写を送付する。

規則 22 異議申立人による応答証拠

- (1) 異議申立人は，規則 21 に基づき長官に提出された証拠の写の受領後 2 月以内に，誓約により長官に証拠を提出し，出願人にその写を送付する。
- (2) 本条規則に基づき異議申立人から提出される証拠は，応答する事項に厳密に限定される。

規則 23 追加証拠

長官に対する手続において，追加証拠は提出できない。ただし，長官が，自己が手数料その

他につき適切と考える条件で，出願人又は異議申立人に対して証拠を提出することを許可する場合は別である。

規則 24 証拠書類

(1) (a) 異議申立において提出された誓約につき証拠書類がある場合は，当該証拠書類の写又は模写が相手方に送付される。ただし，当該写又は模写が容易に提出できない場合は別である。

(b) 当該写又は模写が容易に提出できない場合は，当事者による閲覧のために原本が長官に対して提出されるものとし，写又は模写が容易に提出され得るか否かにつき発生する疑義は，長官が決定する。

(2) 証拠書類の原本は，長官が別に指示しない限り，異議申立の審理において呈示される。

規則 25 審理

(1) 証拠の完備を以って，長官は当事者に対して審理日を通知する。当該審理日は，当事者が別に合意する場合のほかは，通知日後少なくとも 21 日とする。

(2) 当該通知の受領後 7 日以内に，審理に出頭を意図する当事者は，長官にその旨通知し所定の手数料を納付する。

(3) 本条規則に基づき長官に対する通知を怠る当事者は，審理を望まないものとして取り扱われ，長官はそれに応じて行動することができる。

規則 26 出願の補正

(1) 出願に係る商品又はサービスを制限する第 44 条(1)に基づく通知が，出願の公告後，規則 18(1)に基づく異議申立書に応答して又は異議申立手続中に，受領される場合は，次に掲げる規定が適用される。

(i) 長官は，当該制限の公告後，当該制限を異議申立人に通知する。

(ii) (i)に基づき長官による通知を受けた異議申立人は，長官からの通知日後 1 月以内に，異議申立の放棄を願うか，規則 18 により提出された異議申立書の補正を願うか，又は異議申立書を基礎とする異議申立の遂行を願うか，何れかを長官に通知する。

(iii) 許容期限内に(i)に基づく長官からの伝達に応答しない異議申立人は，提出されたとおりの異議申立書を手続遂行することの希望を表明したものとみなされる。

(iv) 異議申立人が，(i)に基づく通知に応答して，異議申立書を補正することを決定する場合は，それに応じて長官に通知し，同時に補正された異議申立書の正副 2 通を長官に提出するものとし，当該補正書の写は，長官により出願人に送付され，当該補正書が，規則 18 に基づく異議申立書とみなされ，規則 18 から規則 25 までが適用される。

(v) 異議申立書が，出願に係る商品又はサービスを制限する通知の公告前に，第 43 条(2)に基づき長官に提出されていない場合は，第 43 条(2)に基づく異議申立書は，第 44 条(1)による通知により制限され公告された出願に係るものとし，その場合は，異議申立書提出の所定期間は，商品又はサービスを制限する通知が長官により公告された日に開始するものとみなす。

(2) 公告済の出願を補正するための第 44 条(3)に基づく請求が，規則 18(1)に基づく異議申立書に応答して又は異議申立手続中に提出される場合であって，当該補正案が，出願に係る

標章の表示又は出願に係る商品若しくはサービスに影響を及ぼす場合は、長官は、当該補正案を公告し、(1)(i)から(v)までが、適宜修正の上、適用される。

(3) 出願を補正するための第44条(3)に基づく請求が、出願の公告日前に提出され、当該補正案が、出願に係る標章の表示又は商品若しくはサービスに影響を及ぼす場合は、長官は、出願を受理するときは、補正された出願を第43条(1)に基づき公告せしめ、その後、規則18から規則25までが適用される。

規則 27 長官の決定及び理由の通知

(1) 長官の前での審理に続く長官の裁量権行使による決定は、当事者に通知される。

(2) (1)に基づく決定理由の陳述書は、決定の通知日後1月以内に所定の手数料を以って審理の当事者による長官に対する請求がある場合は、提供される。

(3) 当事者間の手続に続き、理由の陳述書が当事者の1に提供される場合は、長官は、当該陳述書の写を他の当事者の各々に提供する。

標章の分割，併合及び連続標章

規則 28 標章の分割

(1) (a) 出願の長官による受理通知の交付前は何時でも，出願人は，長官に対して，出願（「原出願」）の 2 以上の個別出願（「分割出願」）への分割の請求を送付することができ，その際は，当該個別の出願により保護の対象とされる原出願の商品又はサービスを各々の分割出願につき表示するものとし，分割出願の請求には，所定の手数料を伴う。

(b) 分割出願は，規則 12(2)及び(3)を遵守するものとし，本法及び本規則の適用上，個別の出願とみなされる。ただし，第 37 条(3)の適用上に規定される手数料は，分割出願の出願時には納付しない。分割出願は，原出願と同じ出願日及び優先日（ある場合）を有する。

(c) (a)に基づく請求は，原出願との関連において，分割出願により保護の対象とされる商品又はサービスが原出願から除外される効果を有する。

(2) 原出願の分割に際し，ライセンスの付与又は約定担保権その他標章に基づく権利に係る詳細を長官に対して通知済であった場合は，当該通知及び詳細は，分割出願の各々に適用されるものとみなす。

(3) 出願人は，出願の公告後，規則 18 に基づく異議申立書に応答して又は異議申立手続中に，出願分割の請求を提出することができ，出願人が，当該請求を提出する場合は，長官は，異議申立人に伝達するものとし，規則 26(1)(ii)，(iii)及び(iv)の規定が異議申立手続に適用される。

規則 29 個別の出願又は登録の併合

(1) 同一標章につき，別個の登録出願をした出願人は，何れかの出願の受理通知の出願人に対する交付前の何時でも，個別の出願を単独の出願に併合することを長官に請求することができる。

(2) 長官は，個々の出願のすべてが次に掲げるとおりであることに納得する場合は，出願を単独の出願に併合する。

(a) 同一の商標に係わること，及び

(b) 同一の出願日及び優先日を有すること

(3) (4)に従うことを条件として，当該人の名義で個別に登録された 2 以上の標章の登録所有者は，個別の登録を単独の登録に併合することを長官に請求することができる。

(4) (3)にいう条件は，次に掲げるとおりとする。

(i) 個別の出願の各々が，同一の標章に係るもので，同一の登録日（第 45 条(3)に規定のとおり）及び第 40 条又は第 41 条により同一の優先日（ある場合）を有する。

(ii) 併合すべき標章のあるものにつき，登録すべき行為が記録されている場合は，長官は，当該行為が標章の残りのものにつき記録されていない限り，登録を併合しない。

(iii) 標章は何れも，権利放棄若しくは制限条項の下で登録されてはならず，又は，そのように登録されている場合は，放棄若しくは制限条項の内容は，各々の標章につき同一でなければならない。

(5) 長官は，(3)に基づく請求を審理の上，個別の登録が併合できることに納得する場合は，単独登録につき登録簿に掲載がなされるように決定する。

(6) (5)にいう登録簿への掲載の後には，個別の登録は，掲載日時時点で登録簿から削除されたものとみなし，本法及び本規則の適用上，当該掲載が登録商標であるものとみなす。

(7) (3)から(6)までの規定は、団体標章又は証明標章である標章については適用されない。

規則 30 連続商標の登録

(1) (a) 連続商標の所有者は、長官に対して、単独の登録としての連続の登録を請求することができ、当該出願には、連続のものとして主張される各々の標章の表示を含む。

(b) 長官は、標章が連続を構成することに納得する場合は、単独登録として登録することができる。

(2) 登録された連続商標の所有者が、連続中の1標章の抹消を請求する場合は、長官は、登録簿に当該抹消を掲載する。

団体標章及び証明標章

規則 31 第 54 条に基づく出願

- (1) 出願人は、団体標章の登録出願日後 6 月以内に長官に対して標章の使用を管理する規則を提出するものとし、当該規則には所定の手数料を伴う。
- (2) 本法附則 1 第 7 号(2)及び第 7 号(3)の適用上、当該号にいう指定条件が出願人に対して通知される日後 3 月の期間がここに指定される。
- (3) 本法附則 1 第 8 号(1)の適用上、標章の使用を管理する規則は、出願の公報上の公告日以後、公衆の閲覧に供するものとし、当該規則に対して異議申立又は意見書を提出できる期間は、当該公告日後 3 月とする。
- (4) 本法附則 1 第 8 号(1)に基づく異議申立書は、異議申立の理由の陳述書を含み、所定の手数料を伴う。
- (5) 長官は、異議申立書の写を出願人に送付し、その後、本件の決定前に踏むべき手続を決定する。

規則 32 団体標章を管理する使用規則の補正

- (1) 団体標章の使用規則が補正される場合は、補正された規則が、本法附則 1 第 10 号に従い長官に提出される。
- (2) 長官は、補正規則を受理の上、補正された規則の写が庁において閲覧可能である旨を公報に公告する。

規則 33 第 55 条に基づく出願

- (1) 出願人は、本法附則 2 第 7 号(3)に基づく手続遂行の認可日後 6 月以内に、標章の使用を管理する規則を提出し、所定の手数料を納付する。当該規則は、出願人の選択により、所定の手数料を伴って、より早い日に長官に対して提出することができる。
- (2) 長官が出願の処理を認可する場合において、出願人が(1)にいう規則を提出するときは、長官は、報告書を大臣に対して提出する。大臣は、本法附則 2 第 8 号に基づき命令する前に、必要な場合は、出願人を審理することができる。
- (3) 本法附則 2 第 8 号(2)及び(3)の適用上、大臣により賦課される条件の通知日後 4 月の期間がここに規定される。
- (4) (a) 本法附則 2 第 9 号の適用上、標章の使用を管理する規則は、第 43 条(1)による公報上の出願公告日以後、公衆の閲覧に供されるものとし、また、当該号の規定に基づき異議申立ができ又は意見書を提出することができる期間は、当該公告日後 3 月とする。
(b) 本法附則 2 第 9 号に基づく異議申立書は、異議申立の理由の陳述書を含み、所定の手数料を伴う。
(c) 異議申立書は、大臣に対して提出し、異議申立人は、同時に、長官に対して写を提出する。異議申立書の受領に際し、大臣は、当該申立書の写を出願人に送付の上、本件の決定を下す前に踏むべき手続を決定する。

規則 34 証明標章の使用を管理する規則の補正

- (1) 登録証明標章の所有者が、標章の使用を管理する規則が補正されることを請求する場合は、希望する補正事項を表示する規則草案が、長官に提出される。

- (2) 適切と見える場合は、大臣は、(1)に基づく規則補正請求を公告させる。
- (3) (a) 何人も、(2)に基づく公告日後3月以内に、本法附則2第7号(1)(a)を満足していないこと又は標章所有者が標章登録の対象である商品又はサービスを証明する能力がないことを理由として、補正規則に対する異議申立を大臣に通知することができる。
- (b) 異議申立書は、補正規則が異議申立される理由を十分に説明する陳述書を伴う。
- (4) (3)に基づく申立書及び陳述書の写は、大臣により標章所有者に送付される。
- (5) 大臣は、当事者に審理を受ける機会を与えることなく本件を決定しない。
- (6) 補正規則に対する大臣の承諾の上、長官は、補正規則の写が庁において公衆に閲覧可能である旨を公報上に公告する。

登録商標の変更及び放棄

規則 35 登録商標の変更

(1) 第 49 条(1)に基づく申請は，その理由を述べるものとし，長官は，商標所有者による申請裏付証拠の提出を請求することができる。

(2) 第 49 条(1)に基づく申請が長官により公報に公告される場合は，第 49 条(3)に基づく異議申立書は，申請公告日後 3 月以内に長官に提出される。異議申立書は，申請が異議申立される理由を十分に述べるものとし，所定の手数料を伴う。申立書の受領に際し，長官はその写を商標所有者に送付し，本件の決定を下す前に，請求がある場合は，当事者を審理する。

規則 36 登録商標の放棄

(1) 登録商標放棄の通知は長官に提出されるものとし，登録により保護される商品又はサービスであって標章放棄の対象になっているものを指定する。

(2) 長官が，(1)に基づく放棄の通知に対して手続するには，商標所有者が当該通知において次に掲げるとおりとすることを条件とする。

(a) 当該人が，契約又はその他の協定若しくは取極により標章の放棄を禁止されていないことを証明すること

(b) 標章の利害関係人として登録簿に掲載されている各人の名称及び住所を特定すること，及び

(c) (b)に基づき特定される各人が，商標所有者の標章放棄の意図を，長官に対する通知日の少なくとも 3 月前に通知されていること及び当該各人の何れも放棄に対して異議申立していないことを証明すること

(3) 商標所有者以外の者が標章に利害関係を有しており当該人の名称が(2)(b)にいう名称一覧に含まれていないことが，登録簿から長官に判明する場合は，長官は，当該利害関係人に対して放棄案を通知することを商標所有者に請求することができ，また，本項により通知を受けた者が(2)に規定の期限内に放棄に対して異議申立していないことに納得するまで，手続しない。

(4) 商標所有者が本条規則の要件を遵守している場合は，長官は，商標の放棄を登録簿に掲載し，放棄の通知が公報に公告される。

(5) (4)にいう通知の公報上の公告日後，登録の効力は，当該標章が放棄された範囲まで，適用を停止する。ただし，当該日前になされた行為に係る侵害訴訟が発生していない。

更新及び回復

規則 37 登録更新の督促

商標登録又はその更新の満了前 6 月以後、満了前 1 月以前に、長官は、(規則 38 に基づき更新が既になされている場合を除き)、当該規則の規定により登録が更新できる旨の及び満了日の通知を登録所有者に対して送付する。

規則 38 登録の更新

商標登録の更新申請は、登録の又はその更新の満了前 6 月以後何時でも第 48 条に基づく更新請求の提出によりなすものとし、所定の手数料又はその納付の証拠を伴う。

規則 39 登録の更新の遅れ及び削除

(1) 商標登録の又はその更新の満了に際し、更新手数料が納付されていない場合は、長官は、当該事実を公告する。また、商標登録の又はその更新の満了日後 6 月以内に更新請求が更新手数料及び所定の追加手数料を伴って提出される場合は、長官は、登録を更新し、商標所有者に通知する。

(2) 更新請求が所定の更新手数料及び追加手数料を伴って提出されない場合は、長官は、規則 40 の規定に従うほかは、標章を登録簿から削除する。

(3) 標章登録証の発行日が、第 47 条に規定の 10 年の満了前 2 月より後である場合は、次に掲げる規定が適用される。

(i) 登録の更新請求が、規則 38 に基づき提出され所定の手数料が納付されるべき期間は、10 年期間の未満了期間又は登録証の発行日から 6 週間の何れか遅い方とする。

(ii) 長官は、(1)に基づく未納の通知を(i)に規定の該当期間の満了前に公告しない。

(iii) 本条規則の他の規定は、(i)及び(ii)における修正に従うことを条件として適用される。

規則 40 登録の回復

(1) 標章が、登録の更新漏れにより登録簿から削除されている場合は、長官は、標章削除の公告日から 6 月以内に適正な更新手数料及び適正な回復手数料を伴って提出される請求により、更新漏れの状況を斟酌し、長官が納得する場合は、標章を登録簿に回復し、登録を更新する。

(2) 登録の回復は、公報に公告される。

取消，無効及び更正

規則 41 取消，無効宣言及び登録簿更正の請求手続

(1) 第 51 条に基づく取消についての又は第 52 条に基づく無効宣言についての又は第 67 条に基づく登録簿の誤記若しくは脱漏の更正についての請求は，請求理由の陳述書を含み，所定の手数料を伴う。

(2) (1)に基づき登録商標の所有者以外の者により請求がなされる場合は，長官は請求及び陳述書の写を商標所有者に送付する。

(3) 当該請求及び陳述書の写の商標所有者による受領後 3 月以内に，商標所有者は長官に対して異議申立書を提出することができ，長官はその写を請求人に送付する。

ただし，第 51 条(4)に基づく取消請求が第 51 条(1)(a)又は(b)に規定の不使用の理由を根拠とする場合は，商標所有者は，異議申立書と共に自己による標章使用の証拠を提出するものとし，その提出を欠く場合は，長官は，異議申立を却下し，請求を認可することができる。

(4) 長官は，自己に対して自己が決定する期限内に追加の証拠，陳述書又は答弁書の提出を請求することができ，(3)の規定のただし書に従うことを条件として，請求に対して決定を下す前に，要求がある場合は，当事者を審理する。

登録簿

規則 42 登録簿の様式

第 66 条(1)に基づき長官による保管を要する登録簿は、長官が決定する様式により保管することができる。

規則 43 登録商標の詳細の登録簿への掲載

登録に際し、各々の商標につき次に掲げる詳細が登録簿に掲載される。

- (a) 第 45 条(3)により決定される登録日(即ち、登録出願の出願日)
- (b) 第 45 条(5)に規定の登録公告日
- (c) 第 40 条又は第 41 条により主張される優先日(ある場合)
- (d) 商標所有者の名称及び住所
- (e) 規則 10 により提出される送達のための住所
- (f) 標章登録に対する権利放棄又は制限
- (g) 標章登録対象の商品又はサービス及びその分類
- (h) 標章が団体標章又は証明標章である場合は、その事実、及び
- (i) 第 10 条(6)による当該条文に係る先の商標所有者その他先の権利の所有者による承諾

規則 44 登録できる行為の詳細の登録簿への掲載

第 29 条の適用上、次に掲げる事項が登録できる処理につき登録簿に掲載されるべき詳細であり、各々の場合に、掲載日が記載される。

- (a) 登録商標又はそこに記載している何らかの権利事項の譲渡の場合は、
 - (i) 譲受人の名称及び住所
 - (ii) 譲受人の権利の根拠である書類の内容及び日付、及び
 - (iii) 譲渡が、標章に関する何らかの権利の場合は、譲渡される権利の説明
- (b) 登録商標に基づくライセンスの付与又は譲渡の場合は、
 - (i) 使用権者の名称及び住所
 - (ii) ライセンスが、排他的又は非排他的ライセンスであるか否かということ
 - (iii) ライセンスが制限されている場合は、その制限の説明、及び
 - (iv) ライセンスの期間が、特定期間であるか又は確定できるものである場合は、その期間
- (c) 登録商標又はそこに記載している何らかの権利事項に係る約定担保権の付与の場合は、
 - (i) 債権者の名称及び住所
 - (ii) 権利の内容(固定又は流動)、及び
 - (iii) 担保された標章に基づく当該担保権及び権利の範囲
- (d) 遺産相続人による登録商標又はそこに記載している何らかの権利事項に係る承諾の付与の場合は、
 - (i) 当該承諾により登録商標又はそこに記載している何らかの権利事項を付与される者の名称及び住所
 - (ii) 承諾日、及び
 - (iii) 承諾付与の内容
- (e) 登録商標又はそこに記載している何らかの権利事項を移転する裁判所その他所轄当局の命令の場合は、

- (i) 譲受人の名称及び住所
- (ii) 命令の日付及び詳細、及び
- (iii) 移転が標章に関する何らかの権利の場合は、移転される権利の説明

規則 45 第 29 条に基づく取引の登録請求

- (1) 第 29 条(1)に基づく申請は、次に掲げるとおりとする。
 - (a) 当該取引が譲渡である場合は、譲渡当事者又はその代理人により署名される。
 - (b) 当該取引が第 29 条(2)(b)から(d)までに規定の他の範疇の何れかに該当する場合は、当該権利の付与者又はその代理人により署名される。
- (2) 第 29 条(1)に基づく申請は、所定の手数料を伴い、権利又は利害が登録簿に掲載されている者の主張の根拠となる証書又は書類の認証複写を伴う。
- (3) 取引が課税対象である証書によりなされる場合は、申請人は、当該証書が適正に印紙を貼付済であることに長官を納得させる。

規則 46 第 31 条に基づく通知

- (1) 第 31 条による長官宛の通知は、第 29 条(1)に基づく申請に係る規則 45 に規定の要件を遵守する。
- (2) 第 31 条による通知が譲渡に係るものであり、当該通知及び添付書類から見て長官の目に、譲受人が、本件商標が登録の上は、当該商標所有者として登録簿に掲載されるべきことが判明する場合は、規則 43(d)により登録簿になされる掲載は、それに応じて解釈する。
- (3) 第 31 条による通知が、ライセンス、約定担保権、承諾付与又は裁判所命令に係るもので、当該取引の係争において長官の目に、当該通知が当該商標にその登録時点で適用されると判明する場合は、長官は、登録の上は、当該詳細を登録簿に掲載する。

規則 47 登録簿の閲覧

登録簿は、庁の各就業日の就業時間内に、所定の手数料の納付を以って、公衆の閲覧に供する。

規則 48 認証謄本等の提供

長官は、所定の手数料を以って請求がある場合は、登録簿掲載事項の認証謄本若しくは抄本又は不認証謄本若しくは抄本を提供する。

規則 49 登録簿上の名称及び住所変更の請求

- (1) 長官は、登録商標の所有者又は使用権者により、所定の手数料を以って請求がある場合は、登録簿に掲載されている請求人の名称及び住所の変更を掲載するものとし、当事者は、登録簿上の変更時、通知を受ける。
- (2) 長官は、規則 10 に基づき送達のための住所を提出済の者により請求があり、当該住所が登録簿に掲載されている場合は、何時でも、当該住所を変更することができ、当事者は、登録簿上の変更時に、通知を受ける。

規則 50 分類の変更

(1) 第 68 条(1)により、長官は、登録簿の現行掲載事項の補正を提案する場合は、当該提案を商標所有者に対して文書で通知し、当該提案を公報に公告する。

(2) 当該提案に対する異議申立書は、当該提案の公告日後 3 月以内に提出することができ、申立書には、異議申立の理由を述べ、特に第 68 条(3)の規定に係る事項を根拠とする理由を含む。

(3) 長官は、自己が係争事項に関連ありとみなす証拠を請求し又は承認することができ、異議申立人により請求される場合は、本件の決定を下す前に当該請求人に対して審理を受ける機会を与える。

(4) (2)に基づく異議申立書が、期限内に提出されない場合は、長官は、(1)に基づき公告された提案により登録簿を補正する。

登録商標代理人

規則 51 登録申請

(1) 商標代理人の登録簿上の登録を求める第 86 条に基づく申請は、長官に対して書面で行い、所定の手数料を伴い、次に掲げるものを含む。

(a) 申請人が、個人である場合は、当該個人の姓名、生年月日、国籍、及び個人の住所、当該人が登録商標代理人としての業務遂行上の又は遂行予定用の名称又は称号(当該人の完全名称と異なる場合)、並びに当該人の学識及び職歴

(b) 申請人が、パートナーシップである場合は、パートナー各々の姓名、生年月日及び国籍、当該パートナーシップが登録商標代理人としての業務遂行上の又は遂行予定用の名称又は称号、並びにパートナー全員が商標代理人の登録簿に登録されている旨の陳述書

(c) 申請人が、登録商標代理人として業務遂行上の又は遂行予定用の住所

(d) 申請人が、パートナーシップの構成員になることを申し出る個人である場合は、当該パートナーシップが登録商標代理人として業務を遂行上の又は遂行予定用の完全名称又は称号及び住所

(2) 商標代理人の登録簿への登録申請は、長官及び大臣が当該目的のために任命する他の者により構成される委員会により審理される。

(3) 第 86 条の適用上、何人かは、商標の法律及び実践上の口頭試問及び筆記試験を含め、委員会が必要とみなす調査項目を経た上で、当該人が登録商標代理人として開業するに相応しいことに当該委員会が納得するに足る学識、職歴、人格を有する。

規則 52 代理人の権限の証拠を請求できること

長官は、代理人に対して通知書の送付により当該代理人の権限の証拠を提出するよう請求することができる。

規則 53 商標代理人の登録簿への掲載

(a) 第 86 条及び本規則の規定に従うことを条件として、申請人は、所定の手数料の納付を以って、長官により商標代理人の登録簿に登録される。

(b) 当該登録簿上の掲載は、登録日を含むものとし、申請人がパートナーシップである場合は、その事業者名及び住所、並びに、各々のパートナーの完全名称及び私的住所及び掲載資格の詳細、又はその他の場合は、申請人の掲載資格と共に完全名称、事業者名(ある場合)、私的及び事業上の住所、並びに、その他長官が妥当と認める詳細を含む。

(c) 登録簿に掲載されている申請人の住所を変更する場合は、長官は、申請人から申請書を受領したときに新住所を掲載する。

規則 54 商標代理人の登録簿掲載事項の公告

長官は、商標代理人の登録簿の掲載事項を公報に公告し、その公告は、当該登録簿に掲載されている名称のアルファベット順リストを以って毎年 3 月末前に行う。

規則 55 年次登録手数料の納付

登録毎の所定の手数料は、翌年分が毎年 12 月 1 日前に納付されるものとし、当該日後 1 月以内に納付されない場合は、長官は、登録商標代理人の登録事業所の住所宛に通知書を送付し、

通知書に掲載される日以前に当該手数料を納付するよう当該代理人に請求し、当該手数料が通知書掲載の期限内に納付されない場合は、長官は、当該代理人の名称を商標代理人の登録簿から抹消させることができる。

規則 56 商標代理人の登録簿からの削除の請求

商標代理人の登録簿に登録されている者で当該登録簿からの削除を望む者は、その旨の請求を書面で長官に提出し、長官は当該請求により、それに応じて登録簿を補正する。

規則 57 第 88 条(3)に基づく裁判所への申請の長官に対する通知

ある人が、長官による決定の取消を求める第 88 条(3)に基づく裁判所への申請をなす場合は、当該申請の長官に対する通知は、書面により、当該人が裁判所へそのように申請をなす時点に提出される。当該通知は、申請の写を伴う。

規則 58 商標代理人の登録簿への回復の申請

(1) 第 89 条(3)に基づき商標代理人の登録簿へ回復されることを願う者は、長官に対して書面でその旨申請する。

(2) 第 89 条(4)に基づく申請は、書面による。

規則 59 長官が若干の代理人との手続を拒絶できること

長官は、本法に基づく何らかの業務につき次に掲げる者の認知を拒絶することができる。

(a) 商標代理人の登録簿から名称が削除され回復されていないか又は一時停止されている個人

(b) 当該登録簿に登録されている個人の場合は、不祥事を根拠として当該登録簿から当該人が削除される虞のあるような行為において有罪であると大臣の目に映る者

(c) 長官が(a)又は(b)に基づき認知することを拒絶することができるような者がパートナー又は取締役の 1 人であるパートナーシップ又は法人

(d) 1954 年から 1994 年までの事務弁護士法(Solicitors Acts)に基づき保持されている事務弁護士名簿から名称が抹消されその後回復されていない事務弁護士。

長官の権限及び義務，証拠及び手数料

規則 60 情報の提供及び書類の閲覧

- (1) 本法又は本規則に基づき長官が提供すること又は閲覧公開することを認められ又は義務付けられている情報又は書類に加え，本条規則の以下に掲げる規定が，商標登録出願及び登録商標に係る情報又は書類に適用される。
- (2) 登録出願に続き，長官は，規則 12(2)によりなされる出願の及び規則 13 に基づき提出される証明書の写の閲覧を許可する。
- (3) 第 70 条(1)の適用上，次に掲げる書類及び情報がここに規定される。
 - (a) (2)に規定の書類
 - (b) 当事者間の手続につき下された決定の根拠の陳述書
 - (c) 規則 18 に基づき提出された異議申立書
 - (d) 規則 35(1)に基づく申請
 - (e) 規則 36(1)に基づく放棄の通知
 - (f) 規則 41(1)に基づく申請
 - (g) 登録出願に関して，その公告前に，第 44 条に基づく通知がなされたか又は請求がなされたか否かについての情報，及び当該通知又は請求の結果
 - (h) 規則 45(2)に基づき長官に対して提出され庁において保管されている証書又は書類であって，その提出者が承諾するものは，閲覧することができる。
- (4) 第 70 条(1)に基づく請求は，書面によるものとし，当該請求が情報の提供を請求するものである場合は，所定の手数料を伴う。
- (5) 請求が書類の閲覧を請求するものである場合は，長官は，請求された書類が庁において閲覧可能な時間を請求人に対して伝達するものとし，庁での書類閲覧用の所定手数料が閲覧時に納付される。

規則 61 審理

- (1) 第 71 条の適用上，長官は，出願人，商標所有者又は当事者に対して，当該人が審理を受けることができる旨通知する。
- (2) 本規則により別段の規定があるほかは，審理の申請は，(1)の規定に基づく長官による通知日後 10 日以内になされ，所定の手数料を伴う。
- (3) 審理の申請の受領に際し，長官は，手続の相手方当事者に通知するものとし，当該当事者は，出頭し審理を受けることを望む場合は，通知後 10 日以内にそれに応じて長官に伝達し，所定の手数料を納付する。長官は，当事者が別段のより短い事前通知に同意する場合は，当事者に 10 日以上事前通知を以って審理の時を伝達する。
- (4) 本条規則により指定される審理への出頭を怠る当事者は，審理を受けることを望まないものとみなし，長官は，それに応じて行動することができる。
- (5) 当事者間の手続において，何れかの当事者が，手続において未だ述べられていない書類への言及を意図する場合は，その意図を，当該人が言及予定の各々の書類明細を挙げて，少なくとも 7 日の事前通知を以って相手方及び長官に対して伝達する。

規則 62 文書，情報又は証拠を請求する長官の権限

長官は，自己に対する手続の如何なる段階においても，自己が請求する文書，情報，又は証

拠が、自己が指定する期限内に提出されることを命令することができる。

規則 63 期間を延長する一般権限

(1) 次に掲げる期間又は期限は、当事者の請求により、他の利害関係人に対して通知の上、長官の指示する条件下で、長官が適正と判断すれば、延長されることができる。

(a) (2)に掲載の規則に規定の期間又は期限を除き、本規則により規定されたもの、又は
(b) 訴訟その他手続を行うために長官により規定されたもの

(2) (1)の規定から除かれる規則は、規則 10(3)(送達のための住所の提出を怠ること)、規則 12(5)(出願手数料の納付期限)、規則 18(1)(登録異議申立提出のための期間)、規則 19(1)(答弁書の提出期間)、規則 39(遅れた更新)及び規則 40(登録の回復)である。

(3) (4)の規定に従うことを条件として、(1)の規定に基づく延長の請求は、当該期間又は期限が満了する前になされる。

(4) (1)の規定に基づく請求が、当該期間又は期限の満了後 2 月以内になされる場合は、長官は、延長請求の遅れの説明に納得し、自己の目に延長が他の者又は利害関係人に不利を及ぼさないと判明するときは、長官の裁量により期間又は期限を延長することができる。本項の規定を利用する者は、当該請求時に規定の手数料を納付しなければならない。

(5) 長官に対する手続の当事者が本規則に基づき証拠を提出できる期間が、他の当事者が証拠を提出できる期間の満了を以って開始する運びの場合であって、長官に対して当該他の当事者が何らかの又は追加の証拠を提出することを望まない旨を通知する場合は、長官は、前者の当事者が証拠を提出できる期限を命令に規定の日を開始する旨指示することができ、紛争のすべての当事者に当該日を通知する。

(6) 通知、申請その他文書の発信、作成又は提出についての本法又は本規則に規定の期間の期限が、アイルランドの郵便事業の総罷業又は閉鎖の日として長官により認められる日に満了する場合は、当該期間は、当該休業又は閉鎖後の最初の日に延長される。

規則 64 手数料

(1) 標章登録に対する異議申立が出願人による抗弁を受けない場合において、長官は、手数料が異議申立人に課されるべきか否かを決定するに当り、異議申立書が提出される前に適正な通知が異議申立人により出願人に対して発せられていた場合は、手続が回避され得たか否かを斟酌する。

(2) 第 72 条(2)の適用上の国は、欧州共同体の他の加盟国である。

誓約

規則 65 誓約の様式

(a) 本法又は本規則により請求される又は本法又は本規則に基づく長官に対する手続において使用される誓約は、当該主題を見出しに掲げ、1 人称で書かれ、連続番号を冠した段落に分けられるものとし、各々の段落は可能な限り 1 主題に限定される。

(b) 各誓約は、誓約者の詳細及び真の居住地を陳述し、提出者の名称及び住所を伴うものとし、誰のための誓約提出かを陳述する。

規則 66 国外で作成された誓約

本法又は本規則により請求される又は本法又は本規則に基づく長官に対する手続において使用される誓約が、国外で作成され署名される場合は、その作成国において法律により誓約を管理することを授権された者の前で作成署名される。

規則 67 誓約を証明力のあるものにする公職人の公印の通知

誓約を採用することを授権された者の印章又は署名の貼付、押捺又は署名を帯びる書類は、当該印章若しくは署名の証明又は当該人の公職若しくは権限の証明がなくとも、長官により承認されることができる。

裁判所への申請及び裁判所の命令

規則 68 裁判所への申請

長官の機能である事項に係る本法に基づく裁判所への申請は，申請人により長官に対して直ちに通知される。

規則 69 裁判所命令

(a) 長官の機能に係る本法に基づく事項において裁判所により命令がなされた場合は，当該命令の受益者又は，複数の場合は当該受益者の 1 人は，長官の指示により，当該命令の認証謄本を庁に対して直ちに提出する。

(b) その提出に応じ，登録簿は，必要な場合は，長官により更正又は変更される。

雑則

規則 70 非就業日

庁において行為又は事項をなすにつき，本法又は本規則により定められる最終日が，庁の非就業日(本法及び本規則の適用上の非就業日とする。)の何れかに当たる場合は何時でも，当該非就業日の翌日であって非就業日でない最初の日に当該行為又は事項をなすことを適法とする。

規則 71 調査

所定の手数料を伴う申請により，長官は，指定の商品又はサービスにつき，見本表示の複製が出願に添付されている商標に類似する標章が調査日時点で記録されているか否かを確認するために調査を行わせることができ，調査結果を申請人に通知させる。

規則 72 係属中の登録出願

(1) 本法の施行時に係属中であつた出願が旧法により取り扱われる場合において，登録手数料納付請求の長官による交付及び当該手数料の納付期限に関して，当該施行時に当該手数料が納付されていないときは，規則 73 の規定が当該出願に適用される。

(2) (i) (1)の規定が適用される出願につき，当該標章登録証の交付日が，当該出願日後 7 年の期間の満了前 2 月より後の場合は，標章登録更新の申請がなされるべき期限は，当該 7 年の未了期間又は登録証交付日後 6 週間の何れか後の方である。

(ii) (i)の規定が適用される出願につき，登録更新手数料が当該規定に規定される適正な期間の満了時に未納である場合は，当該手数料の未納の通知は，当該期間の満了時に長官により公告される。

(iii) (ii)の規定に従うことを条件として，規則 39(1)及び(2)の規定が適用される。

規則 73 登録に必要な手数料の納付期限

第 45 条(2)の適用上の所定期間は，登録につき規定の手数料納付請求の長官による交付日後 2 月とする。

規則 74 証拠，署名などを免除する権限

本規則に基づき，何人かが何らかの行為をなすこと若しくは書類に署名すること，又は，当該人自身のために若しくは法人の代表として何らかの宣言をすることを要求される場合，又は，何らかの書類若しくは証拠が長官に対して若しくは庁に対して作成若しくは提出される場合であつて，かつ，正当に判断して，当該人がそのような行為若しくは事項をなし得ないこと，又は，そのような書類に署名することができないこと，又は，そのような宣言をすることができないこと，又は，当該書類若しくは証拠が前記の如く作成若しくは提出できないことが，長官が納得するように証明される場合は，長官は，当該人が適正とみなす証拠提出を以って適正とみなす条件の下で，そのような行為，事項，署名，宣言，書類又は証拠を免除することを適法とする。

規則 75 補正の一般権限

補正につき本法又は本規則による特別の規定のない書類は，補正することができ，また，長

官の所見で何人の権益も害することなく未然に防ぐことのできる手続上の欠陥は、長官が適正とみなす条件と様式の下で補正することができる。ただし、規則 63 に基づく期間又は期限を延長する長官の権限を害することなく、かつ、当該欠陥が庁の側の誤謬、怠慢又は脱漏に全面的若しくは部分的に帰すべきである場合を除き、長官は、本法又は本規則に規定の期限を変更することを命令しない。

規則 76 部分的譲渡

(1) 登録商標の譲渡が限定されており、標章登録の対象である商品又はサービスの一部分のみに係る場合は、規則 45 が、第 29 条に基づく長官に対する申請につき適用される。

(2) 長官は、譲渡に係る関連事項を登録簿に掲載する。

(3) (2)にいう掲載がなされると同時に、長官は、譲渡に係る商品又はサービスの商標所有者としての譲受人の名義で、標章を登録し、当該登録は、本法及び本規則の適用上、独立した登録とみなされる。

(4) 登録商標の譲渡が限定されており、特定の様式又は特定の地域における標章の使用に係る場合は、(1)から(3)までの規定が、必要な修正を施して、第 29 条に基づく申請につき適用され、加えて、次に掲げる規定が適用される。

(i) 譲渡が限定されており、特定の様式における商標の使用につき適用される場合は、(3)による登録は、使用予定の特定様式における標章の表示を含む。

(ii) 譲渡が限定されており、特定の地域における商標の使用につき適用される場合は、(3)による登録は、申請人が第 17 条の規定に基づく同様の効力への地域的制限に同意した登録出願の結果であるかの如き効力を有する。

規則 77 非排他的ライセンス

(1) 長官は、何人かによる申請書及び所定の手数料の納付を受けて、当該申請人に対して、公衆の閲覧に供されるコンピュータ上の商標データベースの一部又は全部の使用を授権するライセンス(本条規則で非排他的ライセンスという。)を付与し又は付与を拒絶することができる。

(2) 非排他的ライセンスは、ライセンスの付与时又はその後に、長官が課すことができ、そのライセンスに又はライセンスの所有者に付与若しくは送付される他の書類に指定することのできる条件及び制限(ある場合)に服する。

(3) 長官は、非排他的ライセンスの条件又は制限が侵害されていることに納得する場合は、ライセンスを取り消すことができる。

(4) 非排他的ライセンスは、取り消されない限り、長官により決定される期限まで有効に存続する。

規則 78 係属中の出願変更のための様式

本法の規定により決定される標章の登録性を有する旨を主張する本法附則 3 第 9 号(3)に基づく長官の通知は、様式 2 による。

規則 79 様式

本規則に述べる様式は、附則 2 に示すものである。

附則 1 納付手数料(規則 4)

		ポ ン ド
1	第 37 条に基づく商標登録出願時	60
2	分類手数料	
	(i) 2 以上の各々の分類	60
	(ii) 規則 14(3)にいう追加分類の各々	60
3	審理の請求	50
4	異議申立：(a) 標章登録に対して(規則 18)；(b) 団体又は証明商標に係る規則に対して(規則 31(4)又は規則 33(4)(b))；(c) 登録商標の変更に対して(規則 35)	50
5	答弁の提出時(規則 19)	30
6	長官により下された決定の理由に係る陳述書の請求(規則 27(2))	150
7	第 44 条(1)に基づく通知時又は出願の補正のための第 44 条(3)に基づく請求時	30
8	出願分割の請求時(規則 28)	100
9	出願又は登録の何れかを併合するための請求(規則 29)	100
10	証明商標又は団体商標の使用を管理する規則の提出時(規則 31 又は規則 33)	100
11	証明商標又は団体商標の使用を管理する規則の補正請求時(規則 32 又は規則 34)	100
12	登録商標の放棄の通知時(規則 36)	50
13	登録の更新(規則 38)	200
	2 以上の各々の分類の手数料	100
	登録更新の追加手数料(規則 39(1))	50
14	更新漏れにより登録簿から削除された登録の回復及び更新の請求時(規則 40)	100
15	登録取消若しくは失効の請求時，又は登録簿上の誤記若しくは脱漏更正の請求時(規則 41)	100
16	登録可能な行為の掲載の申請時(規則 45)	50
17	規則 48 にいう事項の何れかの請求時	20
18	商標の変更(規則 35)又は名称若しくは住所変更(規則 49)の請求時	50
19	出願又は登録商標に係る情報の請求時(規則 60)，請求情報の 1 件毎に	20
20	期間の延長請求時(規則 63(4))，所定の期間を超える延長 1 月毎に	50
21	第 29 条に基づく取引の登録申請(規則 45)時及び第 31 条に基づく通知(規則 46)時	
	(i) 1 標章につき	50
	(ii) 申請に含まれる他の標章の各々につき	5
22	商標登録につき	
	(i) 出願が 1963 年法により取り扱われる場合	81
	(ii) その他の場合	140
23	1 分類についての規則 71 に基づく調査の請求時	30

24	庁においてコンピュータ上に保管され公衆の閲覧に公開される商標データの分類表示の特許庁商標調査コンピュータ・システムによる調査遂行について、及び、調査結果の電子媒体又は紙上への出力	
	(i) 4分の1時間又はその一部分につき	10
	(ii) 紙上へのコンピュータ出力における商標に係る30件を超える記録の各々につき	0.25
25	コンピュータ上の商標登録簿のすべて又は一部分の閲覧につき、4分の1時間又はその一部分につき	40
26	(a) 登録簿又は公衆閲覧用の書類の閲覧につき、又は(b) 紙上公開されている商標分類表示間の調査の遂行につき、4分の1時間又はその一部分につき	2.50
27	公衆の閲覧に公開される商標データの電子媒体又は紙上へのコンピュータ出力又はアウトプットであって、第24項とは別のものにつき	
	(i) (ii)の規定とは別に請求されるデータについての商標記録の各々につき	20
	(ii) 長官により課される条件を遵守する者により期間又は連続番号を基礎に請求される商標記録の各々につき、第29項に規定の手数料	
28	特許庁の外部からの電話その他通信手段による、当該情報を調査又は閲覧するための第24項及び第25項に指定の情報へのアクセスについて、及び当該調査の結果のコンピュータ出力につき、当該項目に規定の該当手数料、並びに、追加として	250
29	規則77に基づく授權の申請時及び	100
	(i) 規則77に基づき入手可能となり使用権者以外の者により遂行される商標データベースの調査の場合、当該データベースのライセンスにより課される手数料の20%の追加手数料	
	(ii) 使用権者による当該調査の場合は、筆頭分類の調査につき追加手数料7ポンド及び後続分類の各々につき1ポンド	
30	書類の写真複写1頁につき	0.25
31	手書、タイプ、印刷、写真の所内複写の認証につき、各々	3
32	1996年商標法附則3第9号に基づく通知時	50
33	商標代理人の登録簿への登録申請時	200
34	商標代理人の登録簿への登録につき	100
35	毎年12月1日前に翌年分につき納付すべき商標代理人としての登録更新年金	200

附則 2 様式

様式 1	商標登録出願
様式 2	1996 年商標法附則 3 第 9 号(2)に基づく通知

附則 3 廃止規則(規則 11)

制定法番号	名称
第 268 号	1963 年商標規則
第 76 号	1964 年商標規則(1963 年(修正)規則)
第 35 号	1964 年商標代理人の登録簿規則
第 371 号	1985 年商標代理人の登録簿(修正)規則
第 313 号	1992 年商標規則(1963 年(修正)規則)